

川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 2 号

川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。